

厚生労働省発職第0107004号

労働政策審議会
会長 菅野 和夫 殿

厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成21年1月7日

厚生労働大臣 舛添 要一

(別紙)

青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針の一部を改正する告示
案要綱

事業主が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置について、次のとおり追加するものとする。

- 一 採用内定を行うに当たっては、採否の結果を明確に伝えるとともに、確実な採用の見通しに基づいて行うものとする。
- 二 採用内定の時点で労働契約が成立したと見られる場合には、解雇の場合と同様、合理的理由がない場合には取消しが無効とされることについて十分に留意し、採用内定取消しを防止するため、最大限の経営努力を行う等あらゆる手段を講ずること。
- 三 やむを得ない事情により採用内定取消しの対象となった学校等の新規卒業予定者の就職先の確保について最大限の努力を行うとともに、これらの者からの補償等の要求には誠意を持って対応するものとする。